

第9節 知的財産の保護・活用の推進

我が国では、農業分野における知的財産としての価値に対する認識や保護・活用に関する知識が十分ではなく、得られるべき利益を逸している事例が確認されています。また、今後、海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国における農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用することが重要となっています。

本節では、知的財産の保護・活用の取組について紹介します。

(知的財産の保護・活用に関して十分に浸透していない状況)

我が国の農林水産物・食品は、農林水産事業者や食品等事業者、地方公共団体・試験研究機関の関係者等の高品質・高付加価値なものを作る技術やノウハウ、我が国の食文化や伝統文化等の「知的財産」によって、諸外国に類を見ない特質・強さを有しています(図表3-9-1)。

図表3-9-1 農林水産・食品分野における知的財産の種類

○ 植物新品種	○ 地理的表示 (地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称)	○ 古くからある植物品種
○ 発明 (栽培技術や独自の資材)	○ 営業秘密 (秘密管理性、有用性、非公知性の要件を満たすもの)	○ 食文化・伝統文化
○ 商標 (商品のマーク・ブランド)	○ 限定提供データ (特定の者に販売するため蓄積・管理される画像データ等)	○ 生産・保存・製造等の技術
○ 考案 (物品の形状・構造又はその組合せに係る考案)	○ 家畜の遺伝資源	○ ブランド
○ 意匠 (物品の美しい外観、使い勝手の良い外観)	法定された知的財産	その他重要な知的財産

資料：農林水産省作成

一方、知的財産の保護・活用については、生産技術や品種を無償で共有する慣習や、国・都道府県の品種開発が公的資金により行われていることから、開発費用が価格に上乗せされていないなどの背景があり、十分に浸透していない状況です。

このため、我が国の農林水産・食品産業分野の知的財産を戦略的に創出・保護・活用することにより、我が国の農林水産業・食品産業の国際競争力の強化を図ることが重要となっています。

(海外への無断流出の事例が複数確認)

我が国では農業の競争力強化のために、輸入品との差別化に向けた高品質化・ブランド化を重視し、これまで優れた品種や技術の開発・普及を推進してきた結果、世界的に高く評価されるジャパnbrandが確立されるに至っています。

しかしながら、これまで我が国の農業界では、農業分野における知的財産としての価値に対する認識や、保護・活用に関する知識が十分ではなく、このことが海外や国内他産地への無断流出につながっており、得られるべき利益を逸している事例も複数確認されてい

ます。

今後、海外市場も視野に入れた農業への転換を目指していく中で、我が国における農業の強みの源泉となっている知的財産を適切に保護・活用していくことは極めて重要な課題です。そのため、知的財産に関する法令に基づく審査・実行体制の充実を始めとして、その実効性を高める取組を進め、我が国の農業競争力の維持・強化だけでなく、適切な対価を得ることを通じて継続的な研究開発を行っていくことが求められています。



中国において「香印翡翠」の名称での販売が確認されているシャインマスカット

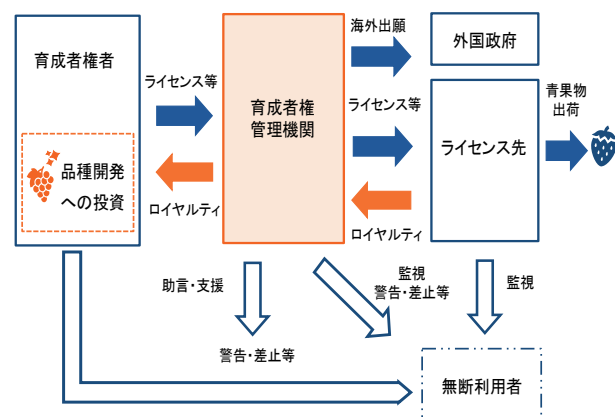
(品種管理体制の強化に向けた育成者権管理機関の取組を推進)

海外への品種の流出は、品種登録出願中や普及段階において生じている可能性がある一方、育成者権者である公的機関や個人育種家等では、登録品種の適切な管理や侵害対策の徹底が難しい現状にあります。

このため、植物新品種の育成者権者に代わって海外での登録出願、ライセンスを行うとともに、警告・差止等の侵害対応やこれらの助言・支援を行う育成者権管理機関の取組を、農研機構、JA全農、一般社団法人日本種苗協会、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)等が連携して、令和5(2023)年度から開始しました(図表3-9-2)。

今後、同機関の取組を通じ、海外現地のライセンス先が実効的な監視を行うことで、現地制度に基づく差止等の法的措置も講じやすくなります。

図表3-9-2 育成者権管理機関のイメージ



資料：農林水産省作成

(植物品種の審査のため、米国との間で協力覚書に署名)

我が国の植物品種の諸外国・地域における侵害に対処するためには、当該国・地域において品種登録が行われることが不可欠です。このため、我が国は、「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV¹条約)の枠組みの下、加盟国・地域が、相手国・地域からの出願品種の審査に当たり、その相手国・地域における審査結果を活用する審査協力を進め、円滑な審査や迅速な登録を推進しています。

令和5(2023)年10月には、農林水産省と米国農務省との間で、「日米審査協力覚書」について署名を行いました。これにより、我が国から米国への出願品種の審査に当たり、米国は我が国の品種登録審査結果を用いることが可能となりました。我が国からの輸出拡大に向け、米国での審査期間の短縮による我が国における優良品種の保護の迅速化が期待されています。

¹ International Union for the Protection of New Varieties of Plantsの略で、植物新品種保護国際同盟のこと

(農林水産物・食品の海外での模倣品疑義情報相談窓口を設置)

我が国の農林水産物・食品は、海外で高く評価されている一方、海外で模倣品(偽物)の流通が多数発見されています。

このため、農林水産省では、我が国の農林水産物・食品の海外での模倣品がジャパンプランドの毀損や輸出促進の阻害要因となることから、特許庁、外務省、JETROの関係省庁等と連携して、模倣品疑義情報を受け付ける窓口を設置しました。令和5(2023)年11月にタイ(バンコク)、同年12月に中国(北京、上海、広州、成都)、香港(香港)、令和6(2024)年3月に台湾(台北)の輸出支援プラットフォーム内に相談窓口を設置し、既に海外展開している又は海外展開を検討中の事業者・団体から広く情報提供や相談を受け付けています。これらの情報を基に、現地での商標取得等の権利化を促進するとともに、産地偽装等が疑われる事案については現地当局に情報提供の上、適切な取締りを依頼することとしています。

(和牛遺伝資源の管理・保護を推進)

和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、和牛の改良を継続的・効果的に促進し、国内の生産振興や和牛肉の輸出拡大を図るためには、精液等の遺伝資源の適正な流通管理を行い、知的財産としての価値を保護することが重要です。

農林水産省では、和牛遺伝資源の生産事業者と、その譲渡先との間で、使用者の範囲等について制限を付す契約を普及させることにより、知的財産としての保護を図り、和牛遺伝資源の管理・保護を推進しています。

また、令和4(2022)年度には、家畜改良増殖法に基づき、全国の家畜人工授精所1,175か所への立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図りました。

(知的財産の戦略的な活用を推進)

農業現場には、熟練農業者の優れた技術・ノウハウや栽培データ等の重要な知的財産が多数存在していますが、農業現場ではこれらは保護すべき知的財産であるとの意識が希薄な状況にあります。

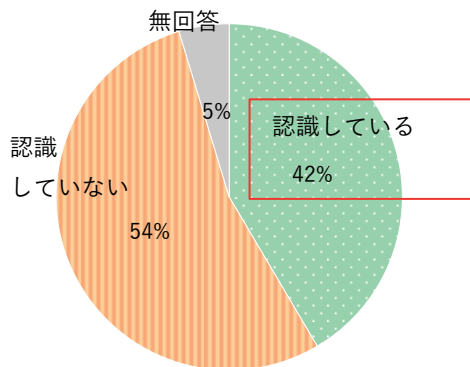
農業者を対象に実施した調査によると、農業者の約4割はノウハウに財産的価値がある可能性を認識しつつも、8割以上はノウハウを管理していないとの結果が見られています(図表3-9-3)。一方、知的財産の戦略的な活用により、知的財産の創出や保護に係るコストを回収し、ライセンス収入を得られる知的財産ビジネスが可能になります。

農林水産省では、育成者権者が、我が国の品種の無断栽培を実効的に抑止しつつ、国内農業の振興や輸出促進に寄与する戦略的な海外ライセンスを行うための指針となるものとして、令和5(2023)年12月に「海外ライセンス指針」を策定しました。

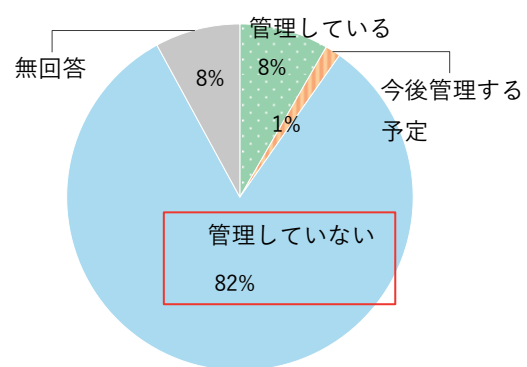
また、我が国の優れた品種や技術等の知的財産を侵害や流出から守り、収入に変えていくため、農業・食品分野における関係者の知的財産教育を充実させるとともに、知的財産を戦略的に活用できる専門人材の育成・確保に取り組んでいます。また、学生向け教材として作成したテキストの活用や学生向け講座の拡大を図りながら、農業分野の知的財産に明るい次世代人材の育成を図っています。

図表3-9-3 農業現場における知的財産の管理実態

(生産ノウハウに財産的価値がある可能性の認識)



(生産ノウハウの管理状況)



資料：農林水産省「農業分野における生産技術・ノウハウ等の知的財産としての管理に関するアンケート調査 調査結果報告書」(平成30(2018)年3月公表)

注：平成29(2017)年7～8月に実施した調査で、有効回収数は277人

(事例) 知的財産権を活用して特産品のブランド価値を向上(長野県)

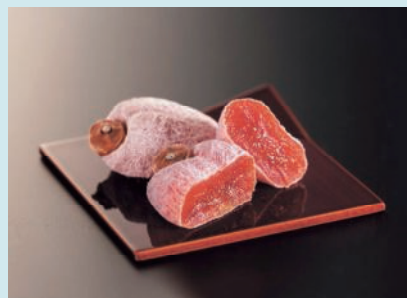
長野県飯田市に本所を置く「みなみ信州農業協同組合」(以下「JAみなみ信州」という。)では、地域特産物である「市田柿^{いちだかき}」の知的財産権の使用や権利の行使を始め、国内外にわたる戦略を構築し、知的財産の活用による輸出促進や地域への貢献等広範囲にわたる活動を展開しています。

市田柿は、同県飯田市、下伊那郡の各町村及び飯島町、中川村に古くから伝わる伝統加工品の干し柿であり、JAみなみ信州の柿部会では、令和5(2023)年12月時点で1,836人の生産者がおり、令和4(2022)年度の販売額は26億4千万円となっています。

JAみなみ信州では、海外産の模倣品の流通等を契機に、産地全体での品質向上やブランドの維持・向上を図るため、平成18(2006)年に地域団体商標を取得したほか、平成19(2007)年に市田柿ブランド推進協議会を設立し、平成28(2016)年には地理的表示(GI^{*})として登録されました。また、海外で模倣品が出回る中、平成21(2009)年に香港、平成22(2010)年に台湾で商標登録を行いました。さらに、GI取得は国・地域単位で必要となるため、これまでにタイ、ベトナム、マレーシア、シンガポールで登録を行っています。

また、JAみなみ信州では、知的財産を多様な側面から複合的に保護する「知財ミックス」によるブランド力の強化を図ってきており、地域特産品の名称や農業技術の保護、農家所得の向上に向け、知的財産の一層の活用を推進していくこととしています。今後は、市田柿の甘く、もっちりとした品質を維持するため、温暖化等に耐え得る技術改良や機械化に取り組むほか、消費者のニーズに合わせた商品等の開発、海外へのスペシャルティフードとしての輸出も視野に入れた取組を展開していくこととしています。

* Geographical Indicationの略



GI登録されている「市田柿」

資料：みなみ信州農業協同組合



台湾でのプロモーション活動

資料：みなみ信州農業協同組合

(新たに19産品がGI登録)

地理的表示(GI)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。同制度は、国による登録によりそのGI産品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、産品の持つ品質、製法、評判、ものがたり等の潜在的な魅力や強みを「見える化」し、GIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして機能するものです。

国内のGI登録産品については、令和5(2023)年度は新たに19産品が登録され、これまでに登録された国内産品は、同年度末時点で43都道府県の計145産品となりました(図表3-9-4)。

また、日EU・EPAにより、日本側GI108産品、EU側GI121産品が相互に保護され、日英EPAにより、日本側GI77産品、英国側GI30産品が相互に保護されています。このほか、二国間の協力枠組みに基づき、タイとの間で日本側GI6産品、タイ側GI2産品、ベトナムとの間で日本側GI3産品、ベトナム側GI2産品が登録されています。

農林水産省では、令和4(2022)年11月にGI保護制度の運用を見直し、農林水産物・食品の輸出拡大、所得や地域の活力向上に資するようGI保護制度の活用を推進しています。令和5(2023)年度にはこのような運用見直しの効果もあり、GI申請数の拡大が見られています。また、GIマークの活用とともに、GI産品と他業種とのコラボレーションを通じて、市場においてGIやGIマークを露出する機会を増やし、実需者の認知・価値を向上させていくこととしています。

図表3-9-4 令和5(2023)年度のGI登録産品



長崎からすみ(長崎県)

- ・艶やかな琥珀色で雑味がなく、魚卵そのものから醸し出される濃厚な旨味と香りを持つ。
- ・中国・オランダの文化と融合した卓袱料理^{しっぽく}での使用を始め、長崎県の食文化とのつながりも深い。江戸時代から天下三珍として珍重され、贈答品、高級土産、食通の愛用品としての需要が高い。

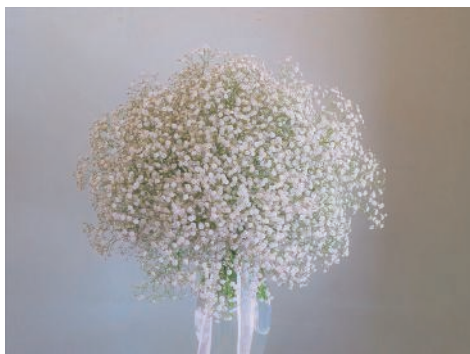


あら川の桃(和歌山県)

- ・外観に優れ良好な食味や数百年に及ぶ歴史と知名度の高さから、卸売市場では高価格で取引されている。
- ・開花期のピンク色の絨毯を敷き詰めたような桃源郷をも思わせる絶景は、多くの観光客が足を運び、この地域の季節を感じさせる風物詩となっている。

資料：農林水産省作成

図表3-9-4 令和5(2023)年度のGI登録産品(続き)



昭和かすみ草(福島県)

- ・小花数が多く出荷後の観賞期間も長い。
- ・夏秋期の「かすみ草」として需要者から高く評価されており、高値で取引されている。



浜中養殖うに(北海道)

- ・身色がオレンジ色に近い濃い黄色で、色や大きさがそろった養殖のエゾバフンウニ
- ・クリーミーな口溶けに苦みや雑味のない濃厚な味わいといった市場等の評価に加え、養殖の強みを活かした生産・出荷戦略により、天然のエゾバフンウニより高値で取引されている。



鹿沼在来そば(栃木県)

- ・鹿沼地域の在来種であり、そば実は一一般的なそば実と比較して約80%小粒細実(3.8~4.2mm)。殻が薄いため、その分香り成分の基となる甘皮の割合が高くなり、剥き実には香りが豊か。
- ・麺にすると高いでん粉質により雑味のない甘さがあり、たんぱく質が低いいため歯切れも良好



富田林の海老芋(大阪府)

- ・その名の由来とされる海老のような湾曲した形状と縞模様が特徴
- ・食味としてのほくほく感の指標である乾物率が他産地のものより高く、滑らかな舌触りから高級食材として、通常の里芋より高値で取引され、京都府や東京都の料亭等から重宝されている。



ぐしちゃんピーマン(沖縄県)

- ・大玉肉厚で光沢があり、りんごのような甘さとシャキシャキとした食感で、苦みが少なく生で食べてもおいしいと需要者から高く評価されている。
- ・農業産出額も増加しており、地域農業を牽引



大野豆(香川県)

- ・一般的な一寸そらめと比べ、小粒で皮が薄く柔らかいため咀嚼しやすい。
- ・古くから郷土料理の「押し抜き寿司」や「しょうゆ豆」の原料として重宝され、地元には欠かせない産品

資料：農林水産省作成

図表3-9-4 令和5(2023)年度のGI登録産品(続き)

**青森の黒にんにく(青森県)**

- ・可食部は黒色をしており、ドライフルーツのような食感と甘酸っぱい食味を持ち、免疫や脳機能等に関与する機能性成分を多く含有
- ・加工技術の向上や製品の品質管理等に取り組み、国内外市場の拡大を図ることにより地域の重要な産業に成長

**備前黒皮かぼちゃ(岡山県)**

- ・濃緑色で、縦溝が深く、他の黒皮かぼちゃより、ややこぶが多い外観。果皮・果肉硬度が低く含水率が高いため、煮くずれしにくく滑らかな食感を持つ。
- ・近隣の地域にはない在来の日本カボチャとしての伝統や希少性から、高値で取引され、需要者から高く評価されている。

**淡路島3年とらふぐ(兵庫県)**

- ・一般的な養殖とらふぐの1.5～2倍と大きく、引き締まった身質と歯ごたえ、濃厚な味等が需要者から評価され高値で取引されている。
- ・「とらふぐ」目当ての観光客が増えており、冬の淡路島を代表するブランドとして定着

**西わらび(岩手県)**

- ・太くて長いわらびで、水煮にすると「とろっ」とした食感で柔らかく、うま味成分が豊富でアクやスジが極めて少ない。
- ・他産地のわらびに比べ高値で取引され、需要者から高く評価されている。地域の食文化とのつながりも深い。

**いしり・いしる*(石川県)**

- ・原料が持つ天然の発酵力を活かして長期間発酵・熟成させる特色ある伝統的製法が、「いしり」の豊かな旨みと独特の風味を生み出しており、日本三大魚醤油の一つとして認知されている。
- ・「いしりの貝焼き」や「べん漬け」等の郷土料理等に欠かせない万能調味料として定着
- *「いか汁」や「魚汁」の言葉がなまって「いしる」等と呼ばれるようになったと言われている。

**中城島にんじん(沖縄県)**

- ・鮮やかな黄色の根色とごぼうのような細長い形状が特徴
- ・古くから沖縄県の薬膳料理や郷土料理に欠かせない食材として重宝されており、地域の食文化に深く浸透

資料：農林水産省作成

図表3-9-4 令和5(2023)年度のGI登録産品(続き)



種子島レザリーフファン(鹿児島県)

- ・ツヤのある濃緑の葉色と左右対称の形状を有し、葉の変色や欠けが少なく日持ちも良好
- ・国内産を牽引する随一の出荷量を誇り、品質の高さから格式が求められる冠婚葬祭等で重宝されている。



仙台せり(宮城県)

- ・葉茎の鮮やかな緑色と根の白さとのコントラストが美しく、爽やかな香りと豊かな味わい、シャキシヤキとした歯切れのよい食感
- ・伝統行事や郷土料理に用いられ、地域の風習や食文化に欠かせない伝統食材として定着



水口かんぴょう(滋賀県)

- ・調理した際に、やわらかく、味がよく染み込むのが特徴
- ・江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、郷土料理「宇川ずし」に欠かせない食材としてふんだんに使われている。地元の食材として代々受け継がれ、地域の食文化として根付いている。



やまえ栗(熊本県)

- ・甘みの強さや栗本来の風味や香り等がパティシエや料理人から高く評価されており、やまえ栗を使った菓子等が高級クルーズトレインや国際線ファーストクラスのデザートとして使われている。
- ・山江村の観光・経済を支える特産品となっている。



長州黒かしわ(山口県)

- ・適度な歯ごたえを残しながら柔らかく、うま味成分「イノシン酸」や疲労回復成分「イミダゾールジペプチド」を多く含んでいる。
- ・「焼き鳥のまち」長門市の観光における食の名物として浸透しているほか、山口県オリジナル地鶏として、その良好な食味から県内外の流通業者、飲食店、宿泊施設等で重宝されている。



知的財産・地域ブランド情報

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/>

資料：農林水産省作成